

表1 労働者に対する、待遇に関する説明義務の強化

雇い入れ時	有期雇用者に対する、雇用管理上の措置の内容(賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用、正社員転換の措置など)に関する説明義務を創設
説明の求めがあった場合	非正規社員から求めがあった場合、正社員との間の待遇差の内容・理由などを説明する義務を創設
不利益取り扱いの禁止	説明を求めた労働者に対する場合の不利益取り扱い禁止規定を創設

(出所)厚生労働省の資料を基に編集部作成